

放課後児童クラブ

社説

子どもたちが放課後を安心して安全に過ごすことができる環境をつくらなければならない。

政府は、共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ（学童保育）について、児童福祉法を改正し、職員の配置基準や資格要件を緩和することを決めた。今月、改正案を含む地方分権一括法案を閣議決定した。今国会中に成立させ、来年4月1日の施行を目指す考えだ。

児童クラブは、放課後や長期休暇中に小学生を預かり、遊びや生活の場を提供する取り組みだ。市町村が直接運営したり、社会福祉法人や民間が委託を受けて運営したりする。県内には444カ所（昨年5月時点）あり、約2万1千人

が利用している。

現在は、1カ所につき2人以上の職員の配置が義務付けられている。そのうち1人は保育士などの資格を持ち、かつ都道府県が実施する研修を受けた「放課後児童支援員」でなければならない。改正

ニーズに応えられる体制を

法では、市町村が独自に職員数や資格の有無について、条例で定められるようにする。

職員の確保に苦慮する地方の事情に配慮した措置だ。ただ、安易に職員を減らすようなことがあれば、子どもたちの保育の質や安全確保の低下につながる恐れがあ

る。市町村は子どもたちの健全な成長をしっかりと支え続けることができる体制で運営する必要がある。

一方、これまでは子ども数が少なくても職員を複数置かなければならなかったため、小さな自治体では設置が難しいケースもあった。

基準緩和で、こうした自治体はクラブを新設しやすくなる。市町村には保育の質を確保した上で、地域の実情に沿った柔軟な運営が求められる。

働く女性の増加や核家族化によって、学童保育のニーズは高まっている。しかし受け皿の整備は遅

れ気味で、保育所に通っていた子どもが小学校に入ったことで仕事の中の前け先がなくなり、仕事に支障が出るいわゆる「小1の壁」が問題となっている。県内には希望しても児童クラブに入れない待機児童が200人以上いる。

保護者が働きやすい環境整備は急務であり、国や県、市町村は児童クラブ職員の待遇改善を図るなどして人材を確保し、クラブの充実・拡大に努めていくべきだ。

子どもたちを取り巻く問題はいじめや虐待、貧困など多様化、複雑化している。放課後児童クラブは、子どもたちが抱えている悩みに気付き、必要な支援につなぐ場になることも銘記し、体制を充実させていく必要がある。